

法勝寺地区地域振興協議会設立記念号

法勝寺地区地域振興協議会が設立しました。

平成 19 年 7 月 8 日(日)にプラザ西伯で設立総会を開催しました。



スローガン

目指そう！ みんなで決める まちづくり 未来に活かそう あなたの力 地域の力

法勝寺地区地域振興協議会役員

- | | |
|------------|------------|
| 会長 | 小倉 勇 |
| 副会長(兼事務局長) | 堤 一眞 |
| 監事 | 枝野 久雄 吉持 誠 |



あいさつ

法勝寺地区地域振興協議会の会長に就任いたしました、小倉勇でございます。地域振興協議会の発展に向けて、身の引き締まる思いと責任の重大さを痛感しています。今日、南部町は国の地方分権により、様々な構造改革がはじまり町が大きく変わろうとしています。これまで行ってきた行政主導型から住民参加型社会の到来に向かって着実に前進しています。

これからは住民の自主的組織である地域振興協議会は「動く機関車」であります。地域や集落には、すばらしい知恵と力が存在しています。法勝寺地区地域振興協議会は、歴史と文化を継承し、従来取り組んできた公民館活動などの諸活動を引き継いでいきます。法勝寺地区の皆さんと力を合わせて、地域振興協議会が出来てよかったと言う実感の持てる組織に発展させていきたいと考えます。法勝寺地区の皆さんのご指導、ご鞭撻、叱咤激励をお願い申し上げます。

第1章 総則

(名称)

第1条 この組織は法勝寺地区地域振興協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、法勝寺地区(以下「地区」という。)の住民自治組織として設置し、民主的な運営のもとに、地域の連帯と活性化を図り、住民一人ひとりが将来とも安心して生き活きと暮らせる住民参画の地域づくりを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、南部町法勝寺341番地 南部町公民館さいはく分館 に置く。

第2章 組織

(会員)

第4条 協議会の会員は、地区に居住する住民とする。

2 次に掲げる者で、協議会の趣旨に賛同し協議会が認めたもの。

(1) 地区外に居住し地区内に親族が居住する者、及び地区内に家屋敷、農地、山林等を所有又は管理する者並びに地区内の法人等。

(事業)

第5条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| (1) 生活安全の確保 | (2) 生活基盤の確立 |
| (3) 住民の健康及び福祉の向上 | (4) 住環境の美化活動 |
| (5) 産業振興及び特産物の開発 | (6) 地域開発の推進 |
| (7) 人権教育の推進 | (8) 青少年の健全育成 |
| (9) スポーツ及び生涯学習の推進 | (10) 郷土文化及び芸能の保存並びにその伝承 |
| (11) その他、第2条に定める目的達成に関すること。 | |

(専門部)

第6条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の部を設ける。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 総務企画部 | (2) 生涯学習部 |
| (3) 地域づくり部 | (4) ふれあい部 |

第3章 決議機関

(総会)

第7条 総会は協議会の最高決議機関で、役員・専門部長・専門部副部長・評議員で構成する。

第8条 総会は3分の2以上の出席(委任状含む)により開催し、議事は決議権をもつ出席会議員の過半数で決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第9条 定期総会は毎年5月に会長が招集する。

2 臨時総会は、役員会または評議会が必要と認めるとき、会長が招集する。

第10条 総会の議長は会議員の中から選出する。

第11条 総会では役員は決議権をもたない。

第12条 次のことは総会で決めなければならない。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 規約の制定と改廃 | (2) 事業計画及び予算 |
| (3) 事業報告及び決算 | (4) 財産の取得及び処分 |
| (5) 役員の改選 | (6) その他協議会の運営に必要な重要事項 |

(評議会)

第13条 評議会は総会に次ぐ決議機関であって役員及び評議員で構成する。

- 2 評議員は集落の区長とする。
- 3 評議会は協議会の第2条の目的を達成するための重要性を認識し、その運営が地区住民の意思を反映して適切に行なわれるよう審議しなければならない。
- 4 評議会は毎年2回以上招集しなければならない。

第14条 評議会には議長及び事務局長をおく。

- 2 議長、事務局長は評議員の互選により選出する。
- 3 評議会で役員は決議権をもたない。

第15条 次のことは評議会で決める

- (1) 総会決定の具体化に関する事項
- (2) 疑義を生じた規定、規則の解釈
- (3) 追加予算
- (4) 臨時会費の徴収
- (5) 事業の経営
- (6) その他

第16条 評議会は評議員の3分の2以上の出席(委任状含む)により開催し、議事は出席会議員の過半数で決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第17条 評議会の会議運営のため、その都度議長を会議員の中から選出する。

第4章 役員と職員

第18条 協議会に次の役員と専門部担当をおく。

1 役員

会長	1名	副会長	1名
事務局長	1名	事務局次長	1名
監事	2名		

2 専門部

部長	各1名	副部長	各1名
事務局長	各1名		

(役員、職員の任務)

第19条 会長は協議会を代表し、会務の統括を行う。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は協議会の業務全般と、各専門部の連絡調整にあたる。
- 4 事務局次長は事務局長を補佐し、会計を担当する。
- 5 監事は会計を監査し、総会に報告する。
- 6 事務局員は協議会の日常業務を処理する。

(役員の選出)

第20条 役員及び監事は総会で選出する。

役員の選出は原則として総会出席者の投票によって決める。推薦の場合もありうる。

(役員の任期)

第21条 会長及び副会長の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 事務局長、事務局次長、専門部部長、専門部副部長、監事の任期は2年として再任を妨げない。
- 3 任期の中途において役員が交代したときは、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第22条 協議会に相談役をおくことができる。

第5章 会計

第23条 協議会の経費は町交付金、寄付金、事業収入及びその他の収入でまかなう。

第24条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第25条 総会で決算報告書を提出し承認を得なければならない。

- 2 決算報告書は、会計監査を受ける。

第26条 会計処理規定は別に定める。

第6章 その他

第27条 協議会の業務遂行のため、必要とする諸規定・規則は評議会の決定を経て実施する。

第28条 地域振興協議会の解散は、会員または総会で出席会議員の直接無記名投票による4分の3以上の同意を得なければならない。

附 則

1 この規約は平成19年7月8日から施行する。

2 平成19年度における会計年度は、第24条の規定にかかわらず、平成19年7月8日から平成20年3月31日までとする。

地域振興協議会からのお知らせ

法勝寺地区地域振興協議会の事務所は南部町公民館さいはく分館(旧さいはく公民館)です。
お気軽にお立ち寄りください。 電話・ファックス 0859(66)3121

専門部の部員募集について

法勝寺地区地域振興協議会では次の4つの専門部に分かれて活動をします。

総務企画部 広報など情報発信、集落づくり計画、防災・防犯、交通安全活動を行います。

生涯学習部 公民館活動、人権学習など地域での生涯学習を支援します。

地域づくり部 美化活動、農業・商工振興を支援します。

ふれあい部 保健・福祉活動を軸に、安心して生活できる地域づくりを推進します。

地域振興区の活動をみんなで進めるため、専門部の部員を募集しています。

詳しくは事務所までおたずねください。

広報紙の名称募集について

法勝寺地区の皆様へ地域振興協議会の設立まで全8回にわたって、配布させていただきました『法勝寺地区「地域振興協議会」の設立に向けて・お知らせ』ですが、地域振興協議会が設立いたしましたので、新たな名称でスタートをしたいと考えており、新たな広報紙の名称を募集します。

8月10日までに事務所へ電話、ファックスなどご連絡ください。

募集に必要な事項 広報紙の名称 住所 氏名 電話番号

地域振興協議会を身近に感じていただけるような紙面を目指してまいりたいと思いますので、皆様のご意見・情報提供などお気軽に事務所までお寄せください。